

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 52
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

新型コロナ疑い患者 検査当日（外来） の算定について

鳥取県では今まで、外来診療中にコロナ陽性が確定しても、発生届提出後でないで救急医療管理加算1が算定できないとされておりました。しかしこのたび支払基金鳥取支部と鳥取県国保連に照会をし、コロナ疑い患者がその診療内での検査で陽性が確定したケースについて、救急医療管理加算1の算定ができ、療養公費の扱いでよいとの回答を得ました。以下に概要を示します。

●新型コロナ疑い患者 検査当日（外来）の算定チャート

協会へ問い合わせの多い、検査当日の診療中に陽性が確定したケースの公費負担の取扱いについてチャートでお示しします。公費①は新型コロナ検査、公費②は陽性者の自宅・宿泊療養に係る公費で、患者の自己負担は発生しません。陽性確定後の行った新型コロナに係る治療の点数が公費②の対象です。

診療

初・再診料 + 院内トリアージ実施料 (300点) + ※ 二類感染症患者入院診療加算(250点)

※ 二類感染症患者入院診療加算は「診療・検査医療機関」である旨が県のHPで公表されている医療機関に限り算定可。22年8月以降は新型コロナに係る初診の日に限り算定可。(9月末までの取扱い)

検査

公費
①

抗原 または PCR 検査

+

判断料

公費負担者番号 鳥取市：28311504
鳥取市以外：28310506
受給者番号：9999996 (全国共通)

+

鼻腔・咽頭
拭い液採取

(公費対象外)

診療時に陽性が確定

陽性患者の診療

公費
②

- ・救急医療管理加算1 (950点)
- 【15歳未満の場合は下記加算も算定可】
- ・乳幼児加算 (6歳未満) 400点
- ・小児加算 (6歳以上15歳未満) 200点

+

処方箋料など新型コロナに係る診療の点数

診療時に陰性または
診療後に検査結果
が判明 (後日含む)

処方箋料などは公費対象外

公費負担者番号：28310605
受給者番号：9999996 (全国共通)